

港区子ども・子育て支援事業計画（素案）から（案）への変更点について

素案	案
	<p>P14 事業の評価（まとめ）【追記】 <u>幼児教育、保育、地域子ども・子育て支援事業のすべてにおいて、需要を満たす定員を確保し、平成 31（2019）年 4 月には区政の最重要課題であった保育園の待機児童解消を達成しました。</u> <u>また、子ども・子育て支援の質の確保・向上にも取り組み、平成 25（2013）年度と平成 30（2018）年度に実施した港区子ども・子育て支援ニーズ調査における区民満足度において、幼稚園が 20.5%から 1.6%増加し 22.1%、保育園が 21.9%から 22.7%増加し 44.6%、地域子ども・子育て支援事業が 18.6%から 28.0%増加し 46.6%となるなど、区民からより高い評価を得ることができました。</u></p>
<p>P16 本計画の基本理念 <u>子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、地域及び社会全体が、子どもの健やかな育ちや子育てを支援していく環境を整備していくことが重要です。</u> <u>また、保護者が子育てについての第一義的な責任を有する</u></p>	<p>P16 本計画の基本理念【修正】 <u>子どもは社会の希望で、未来をつくる存在であり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります。</u>子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、地域及び社会全体が、子どもの健やかな育ちや子育てを支援していく環境を整備していくことが重要です。</p>

という基本的認識の下、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子ども・子育て支援を良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

(中略)

国籍や障害の有無、家族の状況によって左右されることなく、港区に住む全ての子どもと子育て家庭が安心して心豊かに過ごせる地域共生社会を実現していくためには、家庭や地域における身近な支援に限らず、関連する諸制度との連携を図りながら適切な保護や援助を行うことで、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する必要があります。

なお、子ども・子育て支援とは、保護者による育児を代替するものではなく、保護者が子育てについての責任を果たし、子育ての権利を受け取ることが可能となるよう、地域や社会が子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援をしていくことです。

(略)

また、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下、子どもの視点に立ち、子ども一人ひとりの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が保障されるよう、子ども・子育て支援を良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

(中略)

国籍や障害の有無、家族の状況によって左右されることなく、港区に住む全ての子どもと子育て家庭が安心して心豊かに過ごせる地域共生社会を実現していくためには、家庭や地域における身近な支援に限らず、関連する諸制度との連携を図りながら適切な保護や援助が必要です。また、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の促進や性的指向・性自認(SOGI)などの性の多様性にも十分配慮する必要があります。

なお、子ども・子育て支援とは、保護者による育児を代替するものではなく、保護者が子育てについての責任を果たし、子育ての権利を受け取ることが可能となるよう、地域や社会が子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援をしていくことです。

(略)

<p>P28、30 量の見込みの算出方法 【これまでの実績から算出】 ※幼児教育・保育の無償化については、量の見込みの算出において影響がないと見込んでいます。</p>	<p>P28、30 量の見込みの算出方法 【修正】 【これまでの実績から算出】 ※幼児教育・保育の無償化については、量の見込みの算出において影響がないと見込んでいますが、無償化後の動向については、今後も注視していきます。</p>
<p>P32、47 ②新たな認定こども園を設置する場合における整備・運営手法等の検討 認定こども園への区民ニーズに対応するため、区立芝浦アイランドこども園の運営を継続するとともに、今後は、保護者がより多様な教育・保育施設の中から選択できるよう、芝浦港南地区以外の地区において、新たな認定こども園を設置する場合における整備・運営手法等について検討します。</p>	<p>P32、47 ②認定こども園の必要性や今後の方向性についての検討 【修正】 区立芝浦アイランドこども園の運営状況や区民ニーズ等を踏まえながら、教育委員会とも連携し、認定こども園の必要性や今後の方向性について検討します。</p>
	<p>P46 ①私立幼稚園副食費に係る補足給付事業の拡充 【追記】 多子世帯の経済的な負担を軽減することで、子育てしやすい環境を整備するため、私立幼稚園の副食費に係る補足給付事業の対象を第2子以降の子どもまで拡大します。</p>
<p>P51 ⑦保育施設における安全確保の推進 災害発生時に児童施設を利用している児童・保護者の安全を確保し、災害の種類や程度に応じて的確に対応できるよ</p>	<p>P51 ⑦保育施設における安全確保の推進 【修正】 災害発生時に児童施設を利用している児童・保護者の安全を確保し、災害の種類や程度に応じて的確に対応できるよ</p>

<p>う「児童施設災害時行動マニュアル」を活用した訓練を実施し、学校等の施設とも連携しながら施設の災害対応能力の向上を図るとともに、施設の防災備蓄物資の整備を推進します。</p>	<p>う「児童施設災害時行動マニュアル」を活用した訓練を実施し、学校等の施設とも連携しながら施設の災害対応能力の向上を図るとともに、施設の防災備蓄物資の整備を推進します。また、<u>園外活動時の安全確保を推進するため、警察などの関係機関と連携しキッズゾーン等の安全対策に取り組むとともに、園外活動時における安全体制の強化を支援します。</u></p>
	<p>P51 ⑧幼稚園における安全確保の推進 【追記】 <u>各幼稚園において、防災訓練や防犯訓練を定期的</u> <u>に実施するなど、自然災害対策や防犯対策の強化、充</u> <u>実を図るとともに、警察などの関係機関と連携し、登</u> <u>降園時等における安全対策を推進します。また、私</u> <u>立幼稚園に対して、防犯カメラ設置などに係る経</u> <u>費を補助することで、私立幼稚園の安全対策を支</u> <u>援します。</u></p>
	<p>P51 ⑨保育園保育料等の第2子以降無料の拡充 【追記】 <u>就学前の子どもがいる子育て家庭の保育料負担の軽</u> <u>減を図り、2人目以降の子どもを望む家庭が子育てし</u> <u>やすい環境を整備することで、港区から少子化対策を</u> <u>一層推進するため、最年長の子どもを第1子とし、第</u> <u>2子以降の保育園保育料を無料とします。また、3歳</u> <u>児クラス以上の給食費についても、同様とします。</u></p>

	<p>P51 ⑩幼稚園保育料等の多子世帯への負担軽減の拡充 【追記】 多子世帯の経済的な負担を軽減することで、子育てしやすい環境の整備を一層推進するため、私立幼稚園保育料や区立幼稚園の子育てサポート保育料(年間利用)等に対し実施している多子世帯への負担軽減について、これまで小学校3年生までの兄や姉からとしていた子どもの数え方を見直し、年齢にかかわらず最年長の子どもを第1子とし、第2子以降の負担軽減を実施します。</p>
<p>P52 (4) 在宅子育て家庭への支援 事業内容 保護者の多様なニーズにきめ細かくこたえることができるよう、幼稚園や保育園において在宅子育て家庭の支援に努めています。</p>	<p>P52 (4) 子育て家庭への支援 【修正】 事業内容 子育て家庭の社会参加の支援や出産・子育てに対する費用助成等を実施しています。また、保護者の多様なニーズにきめ細かくこたえることができるよう、幼稚園や保育園において在宅子育て家庭の支援に努めています。</p>
	<p>P52 ①子育て家庭に対する支援 【追記】 妊産婦の社会参加及び子育て支援を目的として交付している港区コミュニティバス無料乗車券の利用範囲を家族(子どもの父、祖父母、兄弟)まで拡大し、子育て家庭の外出支援を強化します。</p>

	<p>P52 ②多胎児の子育て家庭に対する支援の充実 【追記】 <u>双子、三つ子など多胎児の子育て家庭に対し、出産費用助成の増額、港区コミュニティバス無料乗車券の追加交付、派遣型一時保育・一時預かり事業における2人目以降の利用料金の無償化など支援を充実します。</u></p>
<p>P71 ①高校生不登校への支援【新規事業】 <u>不登校やその状態に陥りそうな高校生の保護者を対象として、保護者の理解促進を図るとともに、個別の事情に応じた支援につなげる取組を検討します。</u></p>	<p>P71 ①高校生不登校への支援【新規事業】 【修正】 <u>各小・中学校へ週1回以上スクールカウンセラーを配置するほか、各学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣するなど、学校教育相談体制を充実し、教育と福祉の両面から、不登校や虐待などの問題解決を図るとともに、適応指導教室（つばさ教室）での指導・相談や、教育センターでの教育相談等の支援を継続していきます。また、これまで支援の少なかった高校生へも支援の対象を広げ、子どもを身近で支える保護者を対象に、不登校の現状や家庭での接し方などを理解し、相談・支援機関の情報に接することができる機会を設けるための理解促進事業を実施します。</u></p>